**令和2年度予算のあらまし**

～安心して暮らせるまちづくりを目指して～

　令和２年度一般会計・特別会計・公営企業会計の概要についてお知らせします。

　令和２年度予算は、総額で約１３６９億１千万円の予算規模となり、前年度より約74億7千万円増の予算編成となりました。

**財政課財政担当　23-5029**

令和２年度の予算は、第２次総合計画や、宝の都（くに）・おおさき市地方創生総合戦略などの各種計画を具現化するための事業を基本としています。

　総合計画中期の財政見直しを踏まえ、「財政の健全化」や「令和元年台風第19号からの復旧・復興」、課題解決に向けた予算編成を心掛け、確実な事業実施につながる予算を計上しました。

　また、実施計画において継続的に実施している事業などについても、計画の実現に向けて着実に事業を推進するための予算編成を行いました。

**一般会計の歳入（図1）**

一般会計の歳入で、最も高い割合を占めている地方交付税は、歳入全体の29・3％で約193億7千万円となり、前年度より約33億５千万円の増となりました。これは、前年度と比較して震災復興関連の特別交付税が増加したことなどによるものです。

　市税は、歳入全体の24・1％で約1５９億３千万円となり、法人市民税・固定資産税などの減収が見込まれることから、約３億円の減となりました。

　市債は、約79億8千万円となり、歳入全体の12・1％の割合となりました。過年度に借入した地方債の借り換えや、鳴子総合支所新庁舎の建設工事が本格化するほか、本庁舎の建設に向けた実施設計などの事業実施に伴う借入金が増加し、総額で前年度より約１億３千万円の増となりました。

　そのほか、国庫支出金、県支出金や各種基金から事業予算の財源として充てられる繰入金などを見込んだ予算となりました

**一般会計の歳出（目的別・図2）**

　歳出は、総合計画の重点プロジェクトとして位置付けている事業や、地方創生推進事業などの重要施策を着実に進めるための予算を計上しました。

　目的別に見ると、民生費が約２０２億1千万円となり、歳出全体の30・6％を占め、最も高い割合となりました。児童保育や高齢者医療にかかる経費などを計上しています。

　次に、衛生費が約90億8千万

円で約13・8％、土木費が約89億5千万円で13・6％となりました。

**一般会計の歳出（性質別・図3）**

　歳出を性質別に見ると、義務的経費が約298億6千万円となりました。内訳は、扶助費が約121億6千万円、人件費が約94億4千万円、公債費が約82億6千万円となり、合計で前年度より約31億8千万円の増となりました。

　一方、投資的経費である普通建設事業費には、鳴子総合支所新庁舎建設事業費のほか、児童保育施設整備事業費、市役所周辺整備事業費、市街地再開発事業費、大崎東学校給食センター建設事業費などを計上し、総額で約82億4千万円の予算計上を行いました。

**用語解説**

■一般会計

　市が提供する行政サービスの基本的な経理を行う会計です。

■地方交付税

　地方公共団体が等しく一定の水準を維持することができるように、国が交付する税です。所得税、法人税、酒税、消費税、地方法人税のそれぞれ一定割合の額が交付されます。

■扶助費

　児童福祉法、生活保護法などに基づく保護費や手当などの経費です。

■人件費

　職員に支払われる給与や、委員報酬、共済組合負担金などの経費です。

■公債費

　市債の元金・利子など借入金の償還に充てられる経費です。

■義務的経費

　扶助費・人件費・公債費の合計額です。支出が義務づけられており、容易には削減できない経費です。

**特別会計・公営企業会計（表①）**

　市では８つの特別会計を設置しています。

　国民健康保険特別会計が約１３５億７千万円、介護保険特別会計が約１３１億３千万円など、特別会計の合計額は約２８２億２千万円で、市の予算総額の20・6％の割合となりました。

　公営企業会計は、経営基盤強化を目的に、令和２年度から下水道事業が地方公営企業法適用となり、３会計の設置となりました。病院事業会計が約２７４億１千万円、下水道事業会計が約93億１千万円、水道事業会計が約59億５千万円となりました。

**公営企業会計の収入と支出（表②）**

　企業会計で行う水道事業・下水道事業・病院事業は、市民の皆さんからいただいている水道料金や下水道使用料、診療代金を主な財源として運営しています。どの事業も、市民生活に欠かすことのできないものです。

　企業会計は、「収益的収支」と「資本的収支」の二つに分かれており、「収益的収支」は、日常の経営に要する収支、「資本的収支」は、施設の建設や改良などに要する収支です。

　なお、各表の資本的収支における収入額が支出額に対し不足する額は、過去に収益的収支で蓄えられている資金（過年度分損益勘定留保資金）などで補てんされます。

※各表の数値は表示単位（万円）未満で端数調整を行っています。

**用語解説**

■特別会計

　法律で義務付けられている事業や一般会計と区分して経理を行う必要がある事業について設置する会計です。

■公営企業会計

　水道事業や病院事業のように事業収益を持ち、複式簿記で経営する会計です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 表①　会計別予算の内訳（歳出） | | |
| 会計区分 | 当初予算額 | 構成比 |
| 一般会計 | 660億3,000万円 | 48.2% |
| 特別会計 | 282億1,527万円円 | 20.6% |
| 国民健康保険  介護保険  後期高齢者医療  夜間急患センター事業  市有林事業  奨学資金貸与事業  宅地造成事業  工業団地造成事業 | 135億6,848万円  131億3,378万円  12億8,634万円  1億3,397万円  5,725万円  2,412万円  833万円  300万円 | 9.9％  9.6％  0.9％  0.1％  0.1％  0.0％  0.0％  0.0％ |
| 公営企業会計 | 426億6,476万円円 | 31.2% |
| 病院事業  下水道事業  水道事業 | 274億0,736万円  93億0,911万円  59億4,829万円 | 20.0％  6.8％  4.4％ |
| 合計 | 1,369億1,003万円円 | 100.0% |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 表② 公営企業会計の収入と支出 | | | | | | | | | | |
| 区分 | | 水道事業会計 | | | 下水道事業会計 | | | 病院事業会計 | | |
| 項目 | 当初予算額 | 構成比 | 項目 | 当初予算額 | 構成比 | 項目 | 当初予算額 | 構成比 |
| 収益的収支 | 収入 | 営業収益  営業外収益  特別利益 | 38億2,083万円  2億2,909万円  0万円 | 94.3％  5.7％  0.0％ | 営業収益  営業外収益  特別利益 | 17億5,511万円  28億5,677万円  1,615万円 | 37.9％  61.7％  0.4％ | 医業収益  医業外収益  特別利益 | 211億7,683万円  27億7,139万円  1億5,394万円 | 87.9％  11.5％  0.6％ |
| 水道事業収益 | 40億4,992万円 | 100.0％ | 下水道事業収益 | 46億2,803万円 | 100.0％ | 病院事業収益 | 241億0,216万円 | 100.0％ |
| 支出 | 営業費用  営業外費用  特別損失  予備費 | 36億8,466万円  2億4,497万円  920万円  2,000万円 | 93.1％  6.2％  0.2％  0.5％ | 営業費用  営業外費用  特別損失  予備費 | 39億9,172万円  5億2,468万円  2億6,771万円  2,000万円 | 83.1％  10.9％  5.6％  0.4％ | 医業費用  医業外費用  特別損失  予備費 | 236億7,077万円  3億4,231万円  3,930万円  1,000万円 | 98.4％  1.4％  0.2％  0.0％ |
| 水道事業費用 | 39億5,883万円 | 100.0％ | 下水道事業費用 | 48億0,411万円 | 100.0％ | 病院事業費用 | 240億6,238万円 | 100.0％ |
| 資本的収支 | 収入 | 企業債  補助金  負担金  他会計負担金  出資金  固定資産売却代金  その他資本的収入 | 7億1,340万円  4,670万円  1億4,768万円  5,471万円  3,820万円  0万円  0万円 | 71.3％  4.7％  14.8％  5.5％  3.7％  0.0％  0.0％ | 企業債  他会計出資金  他会計補助金  国県補助金  負担金及び分担金 | 20億9,360万円  3億ーー 万円  2億1,009万円  5億1,447万円  6,291万円 | 65.8％  9.4％  6.6％  16.2％  2.0％ | 企業債  負担金交付金  長期貸付金返還金  固定資産売却代金 | 19億7,010万円  6億7,580万円  0万円  0万円 | 74.5％  25.5％  0.0％  0.0％ |
| 資本的収入 | 10億0069万円 | 100.0％ | 資本的収入 | 31億8,107万円 | 100.0％ | 資本的収入 | 26億4,590万円 | 100.0％ |
| 支出 | 建設改良費  企業債償還金  投資  予備費 | 11億7,805万円  6億0,091万円  2億0,050万円  1,000万円 | 59.2％  30.2％  10.1％  0.5％ | 建設改良費  企業債償還金  予備費 | 15億00,45万円  29億9,455万円  1,000万円 | 33.3％  66.5％  0.2％ | 建設改良費  企業債償還金  投資  予備費 | 21億0,543万円  12億1,695万円  1,260万円  1,000万円 | 62.9％  36.4％  0.4％  0.3％ |
| 資本的支出 | 19億8,946万円 | 100.0％ | 資本的支出 | 45億0,500万円 | 100.0％ | 資本的支出 | 33億4,498万円 | 100.0％ |

**新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の皆さまへ**

**資金繰り支援**

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が減少した事業者や個人事業主（小規模に限りフリーランスを含む）に対し、資金繰り支援があります。制度により、対象者（事業規模・売上の減少率などの要件）が異なります。詳しくは、各問い合わせ先にご連絡ください。

**新型コロナウイルス感染症特別貸付**

　運転資金や設備資金に使える無担保融資で、利率は一律です。

対象　売上高が減少した事業者（フリーランスを含む）など

融資限度額　中小企業：3億円、国民事業：6,000万円

利率　当初3年間 基準金利から0.9％の引き下げ

日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル 0120-154-505

**特別利子補給制度**

　「新型コロナウイルス感染症特別貸付」で借入を行い、該当する場合は、実質的な無利子となります。

対象　「新型コロナウイルス感染症特別貸付」で借入した個人事業主（フリーランスを含む）、小規模事業者、中小企業者

利子補給期間　借入後、当初3年間

利子補給上限　中小企業：1億円、国民事業：3,000万円

中小企業金融相談窓口 03-3501-1544

**マル経融資の金利引き下げ**

　他の融資制度と別枠で、最大1,000万円まで、通常金利から0.9％引き下げた融資を無担保・無保証人で受けられます。

対象　売上高が減少し、商工会議所や商工会の経営指導を受けた小規模事業者

古川商工会議所 24-0055、大崎商工会 52-2272

玉造商工会 72-0027

**セーフティネット資金（セーフティネット4号・5号）**

　最大8,000万円の融資（利率 年1.30％）が受けられます。

対象　4号：売上高が減少した事業者、5号：売上高が減少した指定業種事業者

※売上高の減少以外に対象要件があります。市長からの　認定が必要です。

宮城県商工金融課商工金融班 022-211-2744

**危機関連対策資金**

　他の融資制度と別枠で、最大8,000万円の融資（利率 1.30％）が受けられます。

対象　売上高が減少した事業者

※市長からの認定が必要です。

宮城県商工金融課商工金融班 022-211-2744

**災害復旧対策資金**

　最大5,000万円の融資（利率 年1.60％以内）が受けられます。

対象　売上高が減少した事業者

※市長・商工団体代表などからの認定が必要です。

宮城県商工金融課商工金融班 022-211-2744

**設備投資・販路開拓**

設備投資や、販路開拓に取り組む事業者を優先的に支援します。補助により、対象者（事業規模など）や補助率（2分の1～3分の2）が異なります。

**ものづくり・商業・サービス補助**

　新製品・サービス開発や生産プロセス改善などに設備投資費用などを支援（上限原則1,000万円）

ものづくり補助金事務局 050-8880-4053

**持続化補助**

　小規模事業者の販路開拓などの取り組みを支援（上限50万円）

全国商工会連合会 03-6670-2540

**IT導入補助**

　ITツール導入による業務効率化などを支援（上限30～450万円）

サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター

0570-666-131

**経営環境の整備**

新型コロナウイルス感染症による影響で、事業者が行った対策を支援します。詳しくはお問い合わせください。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助制度 | 補助内容 |
| 雇用調整助成金の特例措置  ハローワーク古川 22-2305 | 労働者の一時的休業など雇用維持を図った場合、休業手当・賃金などの一部を助成 |
| 小学校など臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援  宮城労働局 022-299-8834 | 保護者である労働者に、特別な有給休暇を取得させた事業者に助成 |
| 特別休暇規定整備費用支援  宮城労働局 022-299-8834 | 就業規則に規定するため、労務管理用機器の導入・更新などを行う場合の費用を一部助成 |
| テレワーク導入費用支援  テレワーク相談センター  0120-91-6479 | テレワーク用通信機器の導入費用などの助成 |